

## 令和5年度 第2回 成田市精神保健福祉推進協議会

- 1 開催日時 令和5年10月25日(水)午後2時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 赤坂ふれあいセンター 大会議室
- 3 出席者  
(委員) 佐藤委員、佐久間委員、太田委員、嶋崎委員、中村委員、山田委員、井上委員  
(欠席) 鈴木委員、中里委員、橋本委員、松島委員、鈴木委員  
(幹事) 藤巻幹事、山田幹事、佐藤幹事、坂田幹事、佐々木幹事、颯川幹事、大島幹事、笠松幹事  
(事務局) 若山課長、前田係長、飯田副主査、林主任主事、木原主事
- 4 会長挨拶
- 5 障がい者福祉課長挨拶

### 6 議 事 (要旨)

○報告第1号 令和5年度上半期事業経過報告について

会 長 : 社会資源検討部会は、佐久間会長、どんなことがありますか。

佐久間委員 : 地域生活支援拠点は年間にしていかないと、(精神障害者にも対応した)地域包括(ケアシステム)に基づくものの中で、うまくスムーズに運営できれば、「めんたるへるす(広報誌)」は年々、例年大きく改正している内容については、どうするかということで検討を加えます。過去に作成しましたマップや精神障がい関係にかかわる冊子を訂正しようということで、その辺も手を入れていくということです。

会 長 : 地域生活支援拠点については、どのような風なのか。

佐久間委員 : まだ、具体的にはしていません。

会 長 : 社会資源は、現在、増えてきましたから、グループホームや(就労継続支援)B型がどのくらいあり、利用され、どの程度活用されているか、今ある施設を点検みたいなことをやっても良い。どういうものが整備されてきて、どういうものが不足しているのか。数年前まで、ほとんどそういう施設はなかったが、最近増えてきた。そのあたりのことを点検するのは、社会資源整備検討部会がありますので、その辺も宜しく願います。他にはないですか。居住体験の見学と利用は、まだ1名です。本当に有効なのかどうか。

佐久間委員 : 前回もそのあたりのことに触れたのですが、具体的な進展は特になかったようで、それ以降聞いていません。

○議案第1号 令和6年度事業計画(案)について

会 長 : 令和6年度事業なので総会で時間を決めてしまうと、この時間通りでなければならなくなるから、時間はいれなくてよい。

事務局 : 時期のみとします。

【議案第1号 承認】

○議案第2号 成田市精神保健福祉事業の現状について

1. 成田市の障がい福祉を取り巻く環境

会 長 : これは報告ですね。人口の(一番上の)青い線は13万人、これは成田市の人口か。

事 務 局 : 一番上の青い線については平成30年以降の割合のグラフになります。下に書いてある132,943の数字は人口です。

会 長 : 青い線は割合です。(令和5年度は)63%です。成田市の人口は令和3年をピークにして少し下がっている。コロナで空港等の就労者が一時的に関係しているのか。令和5年になって少し増えている。生産年齢人口はそんなに減ってない。もう少し減っている所もあるでしょう。成田市は、大きくは変わりないですね。年少者が緩やかに減っている。手帳保持者は、身体はほとんど変わりなし。知的(療育手帳)は平成30年度に比べると少し増えている。精神障害者保健福祉手帳を取得する人の割合は(平成30年度と比較し)少し増えている。精神障害者保健福祉手帳を持っている人の割合が4.02%(平成30年)から4.39%(令和5年度)に増えている。精神障がいを発症する人の割合が増えているということも言えるのでしょうか。精神障害者保健福祉手帳保持者の2級は62%、これはどこでも全県的に同じような感じでしょうか。自立支援医療受給者証を持っている人は手帳と同じように増えている。自立支援医療受給者証が(令和5年度)2,067人。500人くらい、4分の1くらいが自立支援だけで手帳を持っていない。身体障がい者の方は肢体不自由、身体障がい者1級が1番多い。療育手帳と精神手帳の1級、2級、3級のそれぞれの割合は、ほぼ同じです、おかしい。

事 務 局 : おそらく療育のほうが間違いだと思います。

2. 障がい福祉サービスの利用実績推移及び精神障がい(過去2年間)

会 長 : 訪問系サービスが、居宅介護、重度訪問介護が増えている。日中活動系サービスは、(対象は)10ページは精神障がいだけですか。

事 務 局 : 3障がい合わせたものになっております。3障がい全て合わせたもので、特にこの中に精神があるかどうかは、今回は取り出していないです。

会 長 : そこを取り出せるのか。

事 務 局 : 今の障がいの計画の活動指標になっている部分のみ取り出しましたので、相談になります。

会 長 : そこをちょっと取り出さないとね。精神障がいに対してどのようにサービスが提供されているのか分からないです。

事 務 局 : 活動指標の取り出しは出来ます。

会 長 : 手帳の所持者をみると、半分以上が身体障がい者な訳ですから。精神の協議会ですから精神障がいに対してどのようなサービスが提供されているのかを見ないと。(就労継続支援)A型とかB型あるいは居宅介護など利用者が精神障がいに分類されるのか身体障がいに分類されるのか分かるのか。

事 務 局 : 今回まとめた数ですが、サービスを利用している請求実績から取り出した数ですので、一人一人の名前がわかりますので分けることができるか

- と思いますが、重複している方もいますのでどこまで正確に分けられるかと言いますと、どちらの視点でみるかで分け方が変わってきます。
- 会 長 : 3 障がい全部どの障がいでもサービスを利用できるのは良いのですが、そうすると、数は身体障がいが多いので精神障がいどの位いるのか分からなくなってしまう。
- 会 長 : その分析は自立支援協議会で分析はされていますか。3 障がいどの事業所も 3 障がい全てやることになっているから、どれかやっていたら良いという感じなのか。それとも身体障がい、知的障がい、精神障がいに対して、それぞれどのようなサービスが提供されているか分析はされているのか。
- 穎川幹事 : 実情のリサーチなど数字は、そこまではやっていません。横のつながりというところを中心とした活動をやっている。障がい福祉計画の中に則った内容を推進協と同じような感じで、このような形で検証するという所と、対外的な活動というところが中心になっていますので、その擦り合わせのところまではやっていません。
- 会 長 : そろそろ、ここでは精神障がいに関しては取り出せると良いです。少しやってみてください。
- 佐久間委員 : いつも市の状況だけピックアップしてこういう形で作ってありますけども。実際の経過に基づいた市の実情については、前回報告して頂いた内容で出ていますから、データについては、また、同じものを出すということで、特に抜かなかったわけですね。
- 事 務 局 : 今回は 3 障がい全ての計画値に記載したものを、過去 2 年間として取り出していたので申し訳ありません。
- 会 長 : 精神障がいに対する支援がどの位進んでいるのか、あるいは変わらないのか分からないですから。検討してみてください。
- 事 務 局 : 質問があったのですが、12 ページの日中一時支援の数値について誤りがある可能性があるため改めて訂正の連絡をさせていただきます。
- 佐久間委員 : 登録者数ですね。
- 会 長 : こちらのほうは数字等間違いがあるようでしたら追って出してください。

#### ○議案第 3 号 第 7 期成田市障がい福祉計画について

- 会 長 : 障がい福祉計画の総論の部分につきましては国の指針等に従って文言を追加したのですね。この基本理念「だれもが認め合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち 成田」は、前回と全く同じですか。この計画書の中以外で、この言葉を見かけることはあるのか。この計画書の中だけで終わっているか。
- 事 務 局 : 理念ということですので、計画の中で使われている言葉です。
- 会 長 : この基本理念が常に基本理念にそって計画が遂行されているかどうかしなければならぬ。この理念通りに遂行されたら問題ない。基本目標は「支えあう、支えて障がいの人と暮らして、はたらく」。第 4 章の基本目標達成のための重点施策は、1 番が福祉サービスの提供体制の基盤整備。人材育成は、成田市地域自立支援協議会と精神保健福祉推進協議会が中心となって、居住支援と地域支援の一体的な推進、ここに地域生活支援拠点と書いてある。グループホームは沢山できているけれど、その人達

と精神保健の従事者が意見交換する場があまりない気がする。それは来年度以降、考えてくれるとよい。必要があるかなという感じです。

(P19) 相談体制・地域包括ケアの拡充、(3) の成田市精神保健福祉協議会の保健医療福祉関係者にとどまっているが、一応、当事者と入れてください。最近、当事者抜きで、当事者のことを決めないというので。より当事者が参加できるような体制を目指してもらって、当事者の声を聴きながら構築していく。PDCA サイクルがきちっとまわっていると検証するにはどうしたらよいのか、難しいです。計画が本当に計画通りに遂行されたかどうか検証する場が必要。何か気が付いたことはございますか。

佐久間委員：読み込まないと分からない。

会 長：私の方で1点良いですか。この資料3の「第7期計画案」のところの、専門部会で社会資源整備検討部会がありますが、この役割は精神保健福祉協議会が設定したテーマを検討となっている。だけれども、もっと具体的に、そもそも成田市における精神保健福祉に関する社会資源整備を点検したり、こういうところが足りないというのを確認する役割があったと思う。そこをちょっと入れておかないと。幹事会は精神福祉協議会に係る事項の件と、企画の運営は設定したテーマを検討したい。「地域における精神保健福祉に関する社会資源の整備の状況を点検する」で、どうですか。佐久間さん、よいですか。

佐久間委員：(うなづく)

会 長：ここが足りないとか。この文言を直したらどうかなど出てくるかもしれないので、締め切りは。

事務局：2週間後に別の審議会があります。文言の修正に関しては出来れば今週中や今月末までに申し出ていただくと、次の協議会には間に合います。31日まで、文言の訂正などありましたら今月中にお願いします。

会 長：よく読んでみないと分からないというのがあります。色々考えて頂いて、全体としては良くできていると思います。これに伴って実際に実施できるかどうか。29ページの成田市の障がい者差別解消支援地域協議会は活動しているのか。

事務局：今年度はまだ開催しておりませんが、昨年後は開催しております。情報共有などをさせて頂いております。

会 長：どんな風にやっているのか。初めて聞いた気がする。

事務局：関係機関から障がいの差別の事例などを挙げていただいて、協議会の場でその事例発表をして頂いて、その時の対応がこう対応すべきだったとか、そういった情報の共有などをさせて頂いているのが昨年度までです。

会 長：どういう人が集まっているのか。

事務局：県の方などです。

会 長：県は説明する立場ですよ。

事務局：県はそういう立場なのですが、事例もたくさんお持ちですので、そういった方から事例を紹介してもらったりしています。

会 長：参加者は。障がい者福祉課も参加しているのか。

事務局：はい、そうなります。

会 長：市の職員だけではないですよ。あとはどういう人か。

- 事務局：事業者の方などです。
- 会長：どのくらいの規模か。10人、100人くらいか
- 佐久間委員：差別解消協議会は、障がい者関係では家族会や、福祉連合会の構成メンバーも入っています。各地域生活センターの人、色々な市町村の関係もあり、幅広い形で、30人くらい。事例研究みたいな形で、それぞれが出て頂いて、それに対して皆さんで反応していくような、そういう形で理解を深めている。
- 会長：会に参加されている方以外の方は、あまり周知されていない気がする。市民や事業者とか、関連の家族会の方とか、団体の方はご存じかもしれませんが、回覧板とかで見たことないやっていますか。
- 事務局：昨年、回覧板（での周知）はありません。
- 会長：広報なりとか載せてないか。
- 事務局：来年度からの障がい者差別解消法改正法が施行され、民間事業者に障がい者合理的配慮の法が義務化される。それについての市民や事業者への周知を来年度以降は強化をしていくというのはありますので、場合によってはそういう所で周知していきたい。
- 会長：一般市民が目にするだけでも、障がい者差別はいけないのだということを確認する機会にはなると思う。家族会は前から、割りと参加されていますか。以前から参加されているのですか。
- 佐久間委員：福祉連合会の皆さん、それぞれ入れてくださいということをお願いしている。
- 会長：この障がい者差別解消支援地域協議会は一般市民向けの講演会をやっても良いくらいです。細かい文言の訂正、提案ありましたら31日まで受け付けるということです。

### 【議案第3号 承認】

## 7 その他

成田市精神障害者等医療費助成に関する規則の一部改正（令和5年9月27日施行）  
メンタルヘルスフェア成田（11月23日開催：会場とオンライン併用で実施）

- 会長：医療費の助成が成田市から出ていき佐倉市とかにある施設に入居していると、（これまでは）受けられなかった。佐倉市の施設に入居していた場合は。
- 事務局：この4月以降に転出した場合になります。3月31日までに転出した方が今回の改正には入りませんので、対象にはなりません。
- 会長：4月以降に施設に<sup>はい</sup>入れた方が対象ですね。住民票は佐倉市に移した場合はどうなのか。
- 事務局：佐倉市に住民票を移した場合であっても、成田市がサービスの支給決定者になりますので、これからは対象です。例えば、入居後に精神手帳を取得した場合も同様です。
- 会長：このポスター（メンタルヘルスフェア成田）は、オンラインも会場も原則としてあらかじめ申し込みがないと参加できないということですか。
- 事務局：オンラインに関しましては事前申し込みです。会場についても事前申し込み制で応募させて頂いております。席に余裕があれば大丈夫かと思ひ

ます。  
会 長 : (講師は) 主に、家庭裁判所等で調停委員とかやっている方。後見ですから、もちろん家族とかではないので、もともと血縁も何もない方に対して、後見支援の活動をされている。多くの市民の活動として面白いかなと思って紹介させてもらい 11/23 に発表して頂きます。これにて第 2 回成田市精神保健福祉推進協議会の総会を終了させていただきます。

8 傍聴者

2名

9 次回開催予定

令和 6 年 7 月